

被扶養者としての認定をうけるための必要書類一覧

提出書類		同居 別居	世帯全員の 住民票	戸籍謄本	収入(所得) 証明書 〔市区町村発行〕	被扶養者 現況届	年金通知書(写) 〔老齢・障害・遺 族等の受給者〕	送金証明(写) 〔直近3ヶ月分 の金融機関の 振込受領書等〕	備 考
認定対象者	祖父母	同居	○		○	○	○		養祖父母の場合△印の書類も添付
		別居	○	△	○	○	○	○	
	父母	同居	○			○	○	○	養父母の場合△印の書類も添付
		別居	○	△	○	○	○	○	
	夫	同居	○			○	○	○	
		別居	○	○	○	○	○	○	
	妻	同居				○		○	
別居		○	○	○	○	○	○		
子	同居				○		○	養子の場合、△印の書類も添付	
	別居	○	△	○	○	○	○		
兄弟姉妹 又は孫	同居	○			○	○	○		
	別居	○	○	○	○	○	○		
同居要件必要	義父母	同居	○		○	○	○		
	おい・めい	同居	○		○	○	○		
	おじ・おば	同居	○		○	○	○		

○印=義務教育終了後の方は必ず添付(学生の方は、学生証(写)、又は在学証明書(写)を提出すれば添付は不要)

○その他の取扱い

1 退職後に雇用保険の失業給付

(1) 雇用保険基本手当を受給する(している)方

- ・雇用保険受給資格者証(写)を提出
- ・雇用保険基本手当受給満了した方は、雇用保険受給資格者証(写)(支給終了印要)を添付のうえ、「被扶養者(異動)届」を提出

(2) 雇用保険基本手当を受給しない方

- ・雇用保険被保険者離職票1(写)と2(写)及び申立書
- または、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(写)を提出

2 出産手当金または傷病手当金を受給する(している)方

- ・支給決定通知書等給付額がわかる通知書等(写)を提出

3 内縁関係にある方

- ・世帯全員の住民票(続柄記載のもの)

4 母子家庭の方は、(1)または(2)のいずれかの書類

- (1) 家族全員の住民票(続柄記載のもの)と被扶養者現況届(養育費の有無を明記)
- (2) 児童扶養手当証書(写)

5 自営業(商業・農業・不動産等)の方

- ・直近の確定申告書(写)及び収支内訳(写)を提出

6 身体障害者の方

- ・「身体障害者手帳」(写)を添付

その他特別に書類を提出していただくことがありますのでご了承ください。